

ロシア連邦大統領令

ロシア連邦の市民および法人に対するウクライナの非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について

ロシア連邦の市民および法人に対する制限的措置の導入に係わるウクライナの非友好的で国際法に反する行動への対抗として、ロシア連邦の国益を保護するために、連邦法2018年6月4日付第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」、2006年12月30日付第281-FZ号「特別経済措置について」および2010年12月28日付第39-FZ「安全について」にしたがい、以下を決定する：

1. 連邦国家権力機関、ロシア連邦構成主体の国家権力機関、その他の国家機関、地方自治体機関、ロシア連邦管轄下にある組織および自然人は、自らの活動において、本令発効日より個々の自然人および法人に対して特別経済措置が適用されることに立脚する。

2. ロシア連邦政府は：

a) 特別経済措置の適用対象となる自然人および法人それぞれのリストを定める；

b) 本令第2項「a」号に定めるリストにしたがって自然人および法人に対して適用される特別経済措置を定める；

c) 自らの権限にしたがい、本令の履行に必要なその他の諸措置が実行されるようはからう。

3. 本令はそれが署名された日をもって発効し、ウクライナが発動したロシア連邦の市民および法人に対する制限措置が取り消された場合にはロシア連邦政府の申請にもとづいて取り消される。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2018年10月22日

第592号